

総社市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第21号

総社市介護保険条例の一部を改正する条例

総社市介護保険条例（平成17年総社市条例第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（保険料率） 第2条 略 2～5 略 6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,500円</u>とする。 7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,500円</u>」とあるのは、「<u>32,400円</u>」と読み替えるものとする。 8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「<u>19,500円</u>」とあるのは、「<u>45,400円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>（保険料率） 第2条 略 2～5 略 6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び</u>令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>24,300円</u>とする。 7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び</u>令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>24,300円</u>」とあるのは、「<u>40,500円</u>」と読み替えるものとする。 8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び</u>令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「<u>24,300円</u>」とあるのは、「<u>47,000円</u>」と読み替えるものとする。</p>

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の総社市介護保険条例の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。